

2020.8

## 消費生活センター

### 慌てないでまずは確認 災害に便乗した悪質商法にご用心

今回は災害に便乗した悪質商法の事例を紹介します。どれも利用者が冷静に考える時間を与えないようにしているのが特徴です。慌てると相手の思うつぼ。1人で判断せずに周囲にも相談して、慎重に契約しましょう。

#### 【事例 1】

大雨で家が雨漏りしたので、電話して業者に来てもらった。「各地で災害が起こっていて、今契約しないと台風前に修理できない」と言われ、慌てて200万円もの金額で契約してしまった。

#### 【アドバイス】

豪雨や台風など自然災害に便乗したケースです。住宅の修理などが必要な場合でも、慌てずに複数の業者から見積もりを取りましょう。

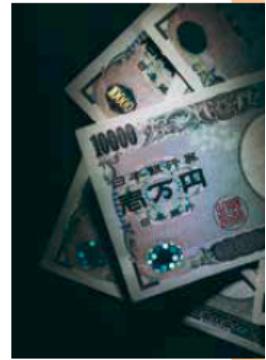
#### 【事例 2】

「家に壊れたところがあれば、今申し込むと火災保険

で修理できる」と言われた。ペランダが壊れていたので、申込書に記入した。後で申込書をよく読むと「保険が出ず工事ができない場合は手数料30%を請求する」と書いてあるのに気付いた。

#### 【アドバイス】

保険金請求の手続きをサポートするという勧誘です。まずは自身が加入している保険の契約内容を確認しましょう。



【問】柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

2020.9

## 消費生活センター

### スマホに届く不審な通知は無視して削除

今回は、実在する企業を装ったフィッシング詐欺の事例を紹介します。URLをクリックさせて、偽サイトに誘導し、口座番号などの個人情報を入力させる手口です。少しでも怪しいと思ったら消費センターへ連絡してください。

#### 【事例】

スマートフォンにショートメッセージが届いた。メッセージには「荷物を届けに来たが不在のため持ち

帰ったので確認してほしい」と書いてあり、URLが記載されていた。荷物の不在票はポストに入っておらず、URLをクリックすべきか迷っている。

#### 【アドバイス】

荷物の不在通知を装って個人情報を盗み取るフィッシング詐欺の手口です。フィッシングとは実在する企業を装って、アカウントやパスワード、銀行口座、クレジットカードなどの個人情報をだまし取る行為。今回の場合は、URLをクリックすると、様々な個人情報を入力するよう誘導する画面が開きます。URLはクリックせずに、無視してショートメッセージごと削除しましょう。

【問】柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

